

方式1 5年ごとの財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通しの変化等を踏まえて、給付水準や将来の保険料水準を見直す

方式1-1 給付水準維持方式

現行の給付水準を維持し、5年ごとの財政再計算の際に、少子化等の社会経済情勢の変動に対応して、保険料水準の見直しを行う

《試算結果について》

基準ケースでは、現行の給付水準を維持するためには、最終保険料（率）は、厚生年金について23.1%、国民年金について20,500円（平成11年度価格）とすることが必要。

	厚生年金の最終保険料率 （総報酬ベース）	国民年金の最終保険料 （平成11年度価格）
平成11年財政再計算 （参考）国庫負担割合を1/3にとどめた場合	19.8%（100） 21.6%<100>	18,500円（100） 25,200円<100>
新人口対応試算（H14.5）（中位推計）	22.4%（113）	21,600円（117）
今回の試算の基準ケース （参考）国庫負担割合を1/3にとどめた場合	23.1%（117） 26.2%<121>	20,500円（111） 29,300円<116>

注1：（ ）及び〈 〉内は、平成11年財政再計算を100とした指数である。

注2：基準ケースと新人口対応試算が異なるのは、経済前提、国庫負担引上げ時の保険料（率）の取扱い、保険料（率）の引上げ計画が異なるためである。

注3：現在の保険料（率）は、厚生年金が13.58%（総報酬ベース）、国民年金が月額13,300円。

注4：国庫負担割合を1/2に引き上げる場合には、基礎年金全体で引上げ分として、平成16年度2.7兆円（平成11年度価格。その後所要財源は増加。）の税財源の確保が必要となる。

方式1-2 給付と負担の双方見直し方式

将来の保険料水準が過重なものとならないように、5年ごとの財政再計算の際に、少子化等の社会経済情勢の変動に対応して、保険料水準とともに、現行の給付の内容や水準の見直しを行う

この方式の場合には、給付と負担の双方について総合的に検討して設定することとなるが、給付内容の見直しについては、支給開始年齢の見直し、基礎年金水準の見直しや厚生年金の給付乗率の見直し、年金改定率（スライド率）の変更等の方法を組み合わせることが考えられる。

## 方式Ⅱ 保険料固定方式

- 最終的な保険料水準を法定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付が自動的に調整される仕組みを制度に組み込む。年金制度を支える力である社会全体の所得や賃金の変動に応じて、給付水準を自動調整。
- 給付水準の自動調整は、少子化等の社会経済全体（マクロ）の変動の実績（または将来見通し）を、一人当たり賃金や物価の上昇による現行の年金給付の改定方法に反映させることにより、時間をかけて緩やかに実施（マクロ経済スライド）。少子化等の社会経済情勢が好転すれば、給付水準は改善される。
- マクロ経済スライドは、固定した最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの期間中（特例期間中）適用。その後は、現行の年金給付の改定方法に復帰。

**現行の年金改定率(スライド率)**

≪新規裁定年金の年金改定率≫

- 厚生年金：賃金再評価  

$$\left[ \begin{array}{l} \text{1人当たり賃金上昇率} \\ \text{(手取りベース)} \end{array} \right]$$
- 基礎年金：政策改定

≪既裁定年金の年金改定率≫

- 物価スライド



## マクロ経済スライド (実績準拠法(名目年金額下限型))

- 新規裁定年金(厚生年金・基礎年金)の年金改定率  

$$= \text{被用者の総賃金(手取りベース)の伸び率(実績値)}$$

※厚生年金では、1人当たり賃金上昇率(手取りベース)と総賃金の伸び率(手取りベース)に差がある場合、この差(=スライド調整率。労働力人口の変動率に相当)の分だけ、給付水準が調整される。
  - 既裁定年金の年金改定率 = 物価 - スライド調整率
- ※単年度当たりの年金改定率に下限を設定。
- 〔新裁、既裁それぞれについて、スライド調整を行うと前年度の名目年金額を下回るときは、年金改定率をゼロとすることとして試算。一人当たり賃金や物価が下落する場合を除き、名目年金額は下げないという考え方。(名目年金額下限型)〕

(参考) 試算における1人当たり賃金上昇率(手取りベース)と総賃金の伸び率(手取りベース)の差の見通し

(平均)	高位推計	中位推計	低位推計
～2025年度	-0.30%	-0.30%	-0.31%
2025～2050年度	-0.92%	-1.18%	-1.50%

・マクロ経済スライドには、少子化等の社会経済情勢の変動実績を反映させる方法(上記の実績準拠法)のほか、変動の将来見通しを反映させる方法(将来見通し平均化法)も考えられる。

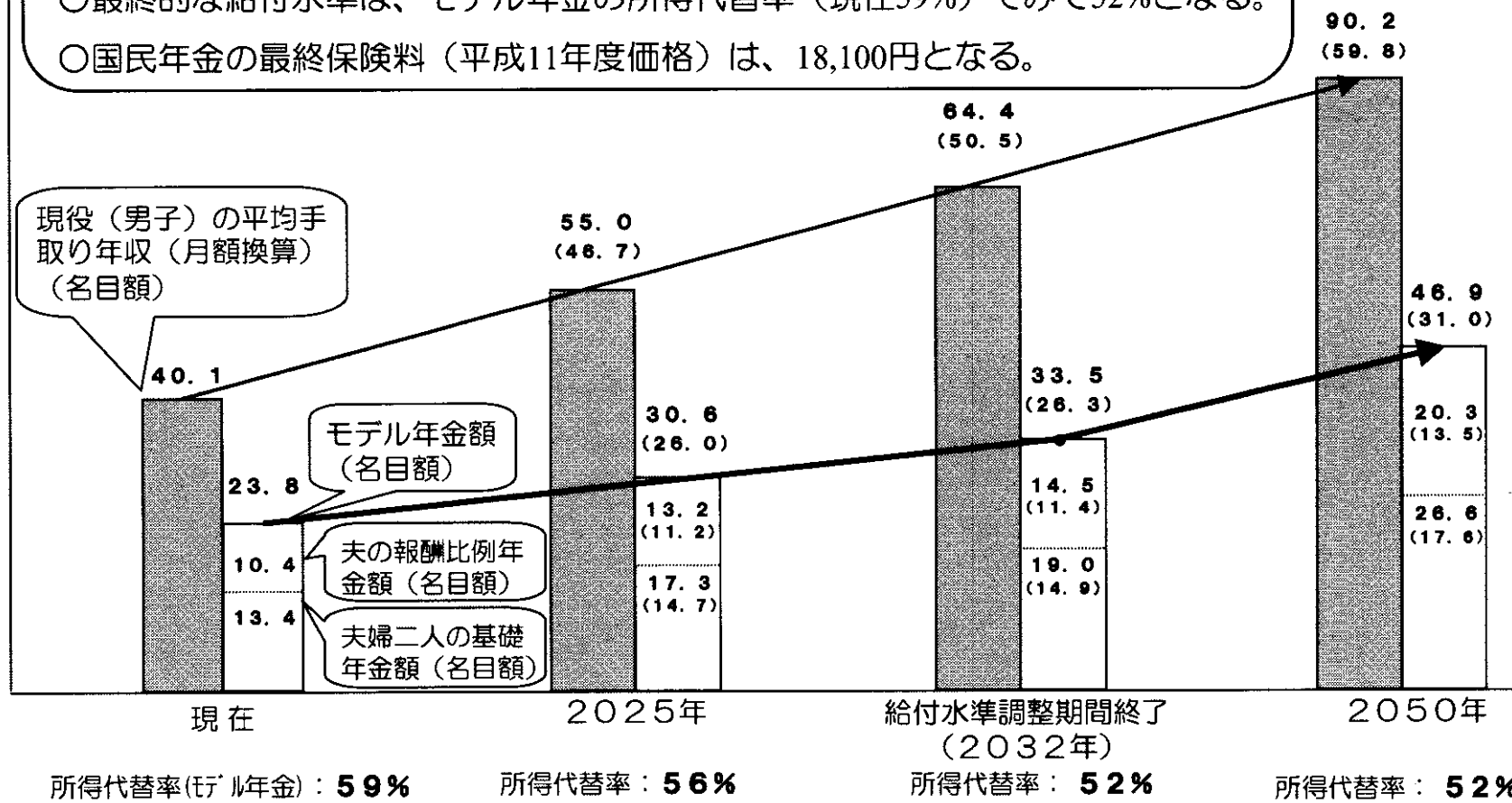
・単年度当たりの年金改定率の下限については、名目年金額下限型のほか、物価変動分は保証する方法(物価下限型)も考えられる。(この場合、既裁定年金の物価スライドを保証することから、給付水準調整は既裁定年金には及ばない。)

基準ケース（保険料固定方式）（厚生年金の最終保険料率20%）

—マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

- 実績準拠法では、労働力人口等の減少が本格化する2025年頃から、給付水準の調整度合いが大きくなる。
- マクロ経済スライドによる給付水準の調整は2032年まで続き、その後は一人当たり賃金や物価の上昇による現行の年金給付の改定方法に復帰する。
- 最終的な給付水準は、モデル年金の所得代替率（現在59%）でみて52%となる。
- 国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、18,100円となる。

名目金額  
(万円)



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

※ 基礎年金国庫負担割合は、次期制度改正時に、安定した財源（平成16年度 2.7兆円（平成11年度価格）その後所要財源は増加。）を確保し、1/2に引き上げて計算している。

# 基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げなかった場合（保険料固定方式）

ーマクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

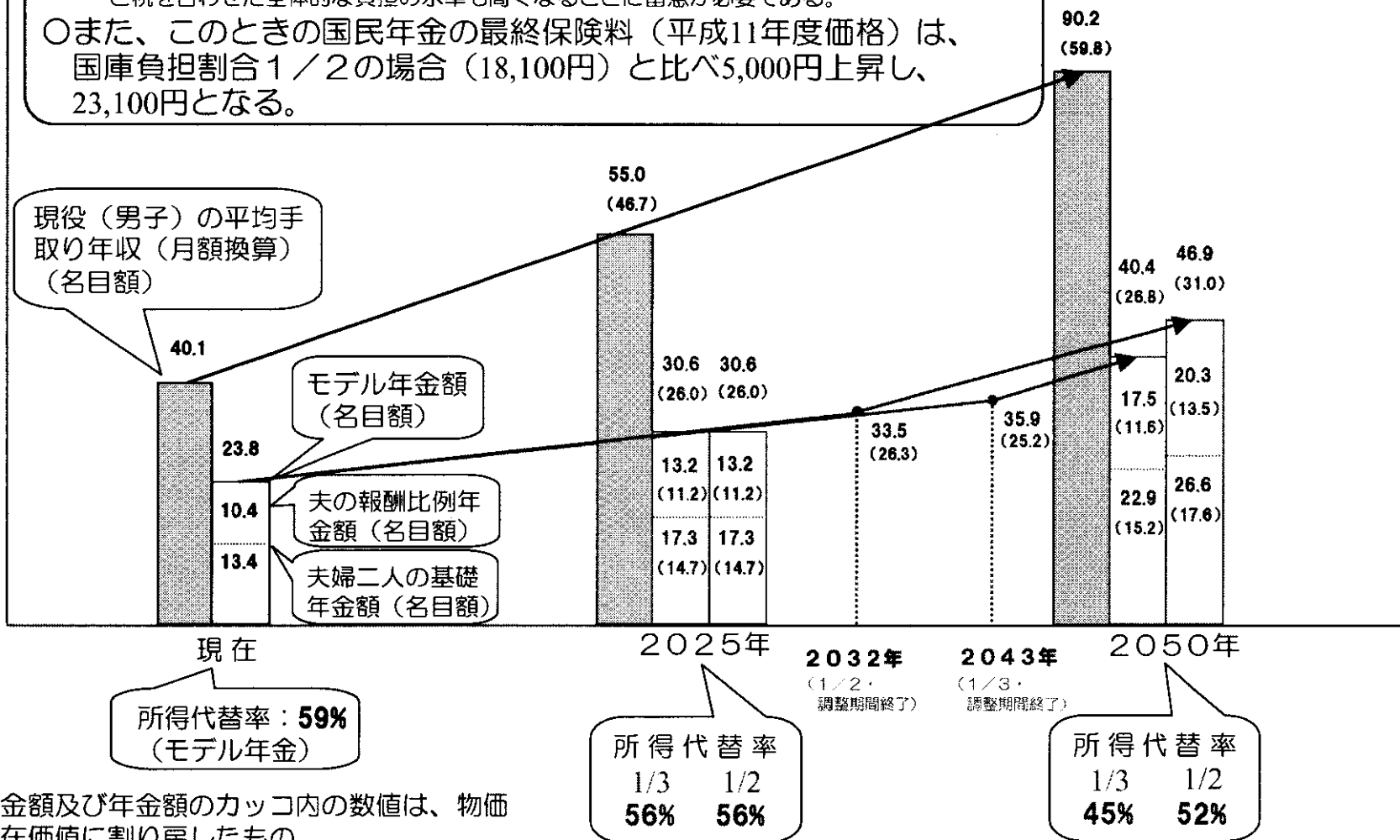
○基礎年金国庫負担割合を1/3にとどめると、基準ケース（1/2）と比べ、給付水準調整期間が長くなる（2032年→2043年）とともに、最終的な給付水準が相当低下する。（モデル年金でみた所得代替率52%→45%）

※ なお、基礎年金国庫負担割合1/2の場合、1/3にとどめた場合と比べ、最終的な給付水準が高くなることから、給付に要する費用が多くなり、これを賄うために必要となる社会保険料と税を合わせた全体的な負担の水準も高くなることに留意が必要である。

○また、このときの国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、国庫負担割合1/2の場合（18,100円）と比べ5,000円上昇し、23,100円となる。

青色・・・次期制度改正時に1/2に引き上げの場合  
赤色・・・1/3にとどめた場合

名目金額  
(万円)



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。